

○多摩市総合評価落札方式審査会設置要綱

平成24年3月29日多摩市告示第83号

(設置)

第1条 多摩市総合評価落札方式実施要綱（平成24年多摩市告示第81号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づく総合評価落札方式の適正な実施を図るため、多摩市総合評価落札方式審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第4条に規定する落札者決定基準の策定に関すること。
- (2) 実施要綱第5条に規定する入札の実施の審査に関すること。
- (3) その他総合評価落札方式制度の実施に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 審査会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 企画政策部施設保全課長
- (2) 企画政策部財政課長
- (3) 総務部総務契約課長
- (4) 都市整備部道路交通課長
- (5) 教育部教育振興課長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は総務部総務契約課長をもって充て、副委員長は企画政策部施設保全課長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第117号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第150号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。